

# 令和5年6月議会 議案説明資料

## ○ 予算議案

- 1 令和5年6月 補正予算案農林水産局集計表 ..... 1 頁
  
- 2 議案第135号  
令和5年度福岡市一般会計補正予算案(第2号)..... 3 頁

農 林 水 産 局

# ○予算議案

## 1 令和5年6月 補正予算案 農林水産局集計表

(単位:千円)

区 分	補 正 前 の 額 (A)						
	歳 入	歳 出	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			当該事業財源	一般財源 (又は繰入金)
			国県支出金	地方債	その他		
一般会計	3,946,942	9,631,847	368,390	913,000	2,665,552	-	5,684,905
集落排水事業特別会計	519,437	519,437	-	47,000	46	37,115	435,276
中央卸売市場特別会計	5,932,902	5,932,902	-	631,000	1,160,152	1,676,626	2,465,124
局 計	10,399,281	16,084,186	368,390	1,591,000	3,825,750	1,713,741	8,585,305

【注】集落排水事業特別会計及び中央卸売市場特別会計の一般財源は、一般会計からの繰入金。

(単位:千円)

区 分	補 正 額 (B)						
	歳 入	歳 出	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			当該事業財源	一般財源 (又は繰入金)
			国県支出金	地方債	その他		
一般会計	16,992	16,992	16,992	-	-	-	-
集落排水 事業 特別会計	-	-	-	-	-	-	-
中央卸売 市場 特別会計	-	-	-	-	-	-	-
局 計	16,992	16,992	16,992	-	-	-	-

(単位:千円)

区 分	補 正 後 (A+B)						
	歳 入	歳 出	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			当該事業財源	一般財源 (又は繰入金)
			国県支出金	地方債	その他		
一般会計	3,963,934	9,648,839	385,382	913,000	2,665,552	-	5,684,905
集落排水 事業 特別会計	519,437	519,437	-	47,000	46	37,115	435,276
中央卸売 市場 特別会計	5,932,902	5,932,902	-	631,000	1,160,152	1,676,626	2,465,124
局 計	10,416,273	16,101,178	385,382	1,591,000	3,825,750	1,713,741	8,585,305

## 2 議案第 135 号 令和 5 年度福岡市一般会計補正

### (1) 歳入歳出予算の補正

#### ( 歳 入 )

説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
4	19 国庫支出金 2 国庫補助金	12 緊急経済 対策費 国庫補助金	-	16,992	16,992
その他の科目（本補正外）			3,946,942	-	3,946,942
合 計			3,946,942	16,992	3,963,934

# 予算案(第2号)

＜農林水産局所管分＞

説 明
<p>○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 16,992 千円 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金交付要綱に基づく交付金の追加</p>

( 歳 出 )

説明書 ページ	款・項	目	補正前の額	補 正 額	計
			千円	千円	千円
12	6 農林水産業費				
.	1 農 林 業 費	3 農林業振興費	1,461,406	16,992	1,478,398
13					
その他の科目 (本補正外)			8,170,441	-	8,170,441
合 計			9,631,847	16,992	9,648,839

説 明

○ 農地保全・生産基盤整備費の追加 16,992 千円

【物価高騰対応支援】

飼料高騰緊急対策事業

畜産農家の支援に係る事業費(飼料代の一部助成)の追加

補正前の額	補正額	補正後の額
-	16,992	16,992

関連歳入		16,992 千円
(19) 国庫支出金		
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金		16,992
	一般財源	- 千円

余 白

## 物価高騰対策について

### ○飼料高騰緊急対策事業【農林業費 16,992 千円】

#### 1. 目的

飼料価格の高騰により畜産農家の経営が圧迫されているため、飼料代上昇分の一部を補助することにより、畜産農家の経営安定及び生産の継続を図る。

#### 2. 対象者

市内に住所を有する畜産農家

#### 3. 補助額

原則として、令和5年度中に購入した飼料代（配合飼料と乾牧草）の上昇分<sup>※</sup>の1/2以内を補助

※飼料代から国や県の補助金などを差し引いた農家の実質負担増額